

策の優先を徹底している。また、当該制度の活用を行っていない民生委員もおられるということがあるのではないか。

一番下でございますが、都道府県別貸付件数にばらつきがあるところが問題であろうと考えております。近年、自治体の財政歳入不足に伴う対応策として、社会福祉協議会に対してこの貸付原資を返還させるという動きも見受けられるところでございます。

6ページ目をお開きください。今後の対応でございますが、利用の促進と貸し倒れ抑制の両立が重要であろう。低所得者の資金需要を踏まえまして、単なる貸付ではなくて専門職による自立生活プラン策定を行うなど、総合的相談支援機能と一体となった貸付事業に転換する必要がある。また資金種類の新設なり簡素化、包括化、手続きの簡便化ということも図っていく必要がある。3つ目に、特に多重債務の予防、悪化防止のため事前相談や事後モニタリングの充実なども必要であろうと考えております。また何よりも制度内容の周知、積極的な活用が必要であると考えております。

一方貸し倒れ抑制という観点からは、償還指導の徹底、償還を促進するための社会福祉協議会の機能の充実といったことを通じまして、確実な債権回収や、あるいは回収免除の対象となる債権の処理という必要があるかと存じます。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは亀川さんよろしく申し上げます。

○亀川氏

ただいまご紹介いただきました北海道社会福祉協議会で生活福祉資金の担当をさせていただいております亀川と申します。今日は生活福祉資金の現状と課題ということで資金に携わる現場からご報告させていただきたいと思っております。資料8と私どもの4種類のパンフレットをご用意いただければと思っております。

早速ですが、初めに北海道における実施状況でございます。北海道における生活福祉資金貸付事業は、北海道社協が実施主体となりまして、道内の全市町村社協に貸付相談や受付窓口等の事務を一部委託して実施しております。また民生委員の皆さんに利用者への相談援助の関わりを持っていただく。そういった連携協力を得まして、全道的なネットワークのもとに実施しております。

貸付状況でございますが、平成18年度の貸付決定状況は、生活福祉資金では735件、5億9,846万6,000円、離職者支援資金では81件、7,328万円でございます。平成18年度末の貸付中件数は生活福祉資金で1万2,777件、62億5,566万7,000円、離職者支援資金は722件で7億5,778万4,000円、長期生活支援資金は17件で貸付決定額でいきますと2億1,247万9,000円となっております。

こういった状況の中で特に北海道の特徴と言えるものは、今灯油高騰の問題で非常に話題になってございますけれども、やはり冬期の資金需要へどのように対応しているのかということだと思います。ストーブが壊れて冬の生活ができないといったようなものが年間通じて数件ございますし、これは先日あったケースですけれども、視覚障害の方が、自分の家の周りの雪かきをする際に、目が不自由なものですから遠くまで雪を捨てにいくことができないために、自分の家の敷地内に融雪槽をつくりたいということで、その工事費用を貸付したというケースがございます。こういった除雪の需要に対応しているというの

も寒冷地の特徴ではないかと思えます。

今年は灯油の問題がさらに大きな問題になってございますので、生活福祉資金の福祉費、突発的な資金需要に対応するような資金の中で、灯油の一括購入等で対応させていただくものが増えてくるのではないかと考えております。また北海道単独事業で特別生活資金とってこれは5万円限度ですけれども、お貸しするものを今まで持っておりました。今年度はこれをさらに利用しやすいものにとすることで、申込期間の延長とか償還期間を延長させていただくように要件を緩和したこともございますので、そちらも生活福祉資金と併せて有効的に活用して、生活サポートを行っていきたくと考えております。

続きまして業務推進体制でございます。こちらの図で相談から受付から償還に至るまでの、借入申込者、民生委員、市町村社協、道社協の関わりについて簡単に示しております。一つ一つのご説明は省かせていただきますけれども、これらの役割といたしまして、北海道社協は実施主体として貸付相談、それから貸付申込受付、貸付審査・決定、送金管理、償還相談、債権管理ということを行っております。

北海道社協の中に貸付審査等運営委員会という委員会を設けまして、これはこういった委員会かと申しますと、一部の貸付や、猶予・免除等について道社協会長に意見を述べる機関として設けております。

市町村社協につきましては、貸付相談・申込窓口、償還相談の一部を委託させていただいて、そういった対応をしていただいている。

民生委員の関わりでございますけれども、民生委員には住民からの相談、それから申込に関する意見書の作成、それから利用者の生活状況確認への協力という形で協力を得ております。私どもの生活福祉資金では、貸付から償還までですと長い方では10年以上の関わりになってまいりますので、こういった中で民生委員に関わっていただいて、生活状況の確認とか、そういったいろいろな部分で相談援助をしていただきながらサポートをしているという状況でございます。

続きまして広報の方法でございます。資金パンフレットを作成いたしまして北海道社協それから市町村社協の窓口を設置しております。これがお手元でございます4種類のパンフレットでございます。要保護世帯向け生活支援資金という白黒の印刷のものでございますけれども、これは今年度からの事業でございますけれども、これにつきましては一般住民の方が対象ではなくて福祉事務所が要保護と認定した方が対象でございますので、窓口には設置しておりませんで、実際に福祉事務所で社協が説明する際に使っているパンフレットでございます。そのほか広報の方法といたしまして、道社協のホームページに掲載、それから道庁のホームページにも掲載しております。また北海道庁の広報を利用して利用案内を行うなどの広報活動しております。

続きまして(2)の生活福祉資金申込世帯の状況や貸付ニーズでございます。借り受け申込世帯の状況とニーズはどのようなものかということで、少しイメージを持っていただくために細かくご紹介させていただきたいと思えますが、どのようなものがあるかといいますと、生活福祉資金の利用者というのは低所得世帯それから障害者世帯、高齢者世帯でありまして、これらの世帯が生活困窮等によって臨時的な資金需要に対応できずに、生活福祉資金の利用に至っております。

利用される世帯として、もともと収入が少なく慢性的な困窮状態にある世帯。例えば高齢者世帯、障害者世帯で年金収入のみの方、それから病気や障害等により仕事につけず稼

働収入が少ない方。日払い・月払いでの雇用、または小規模な自営業のために収入が不安定な方です。

次に世帯の生計を維持する基盤に不安定要素が多い世帯。これは世帯内に病気とか障害の方がいて、看病や介護に追われる。安定した仕事もできないという方。それから、様々な事情で家族が離散するなどして、世帯の対応力が弱いという場合。それから勤務先の倒産や会社都合による解雇により失業された方。現金収入や貯金はないが、不動産を保有している。しかし、一般の金融機関等の不動産担保融資の対象とはなりにくい方などでありま

す。それから、他のサービスや制度の利用が対象外のため、臨時の支出増に対応困難な世帯。これは高齢といった年齢的条件等によって金融機関から借入ができない方。それから、生活保護受給世帯であっても、保護費の支給対象外の需要が発生したために対応できないといった場合がございます。こういった世帯が資金の利用に至っているという状況でございます。

そこで、例えば具体的にどのような借入相談に資金貸付で対応しているかについて例を挙げますと、低所得で生活維持が精いっぱい修学旅行費用が捻出できないというケースに、福祉資金の福祉費で旅費を貸付して一時断念した修学旅行が実現したというものがござ

います。また障害のある長女の就職が内定したが、収入が少なく通勤に必要な自動車が購入できないというケースに、自動車購入費用を貸付いたしまして、順調に会社勤務ができるようになった。

それから、住宅が雨漏りするので修繕したいが、高齢のため他の金融機関から借入できないといったケースでは、住宅資金を貸付して工事をし、快適な生活に戻ることができた。

それから急な医療費の支払いが発生したので来月の給料日までの生活ができないというケースでは、緊急小口資金にて生活費を貸付けて、一時的な生活困窮から回避できた。

生活保護世帯の長男が専門学校に合格したが、保護費では専門学校の学費が対象外であり出ないというケースに対して、修学資金で卒業までの学費を貸付けて、念願の専門学校に入学、就学することができた。

それから、会社都合で解雇されハローワークで求職活動を行っているのだけれども、妻のパート収入だけでは生活できないというケースでは、離職者支援資金で生活費を貸付けて、この間に次の就職先を得ることができた。

例を挙げますとこのようなニーズに対して資金を貸付けて、自立した生活が送れるように対応を図っているという状況でございます。

さらに具体的事例として、全部はご紹介できませんけれども何ケースがご紹介させていただきたいと思

います。事例1から事例8まででございますが、4ページから事例を載せさせていただきます。この中で事例2をご覧くださいませでしょうか。これは障害者世帯の生活環境改善をサポートしたケースでございます。世帯構成といたしましては借受人の80代の方と妻の高齢者世帯です。この借受人は身障手帳を持っている障害者の方であります。生活状況といたしましては、借受人夫婦は民宿を経営しております。年金収入と合わせて年間120万円程度の収入で生活されている方でございます。

貸付までの経過でございますが、1階が民宿2階が住居となっておりますが、借受人

の右下肢機能障害が悪化して介助なしでは2階への昇降が困難となった。この介護を妻がしていたのですけれども、介助する妻の負担も大きいために、自力で階段昇降ができるよういす式階段昇降機を取りつけないとということで、生活福祉資金の申込になったケースでございます。貸付内容は、この昇降機の購入費用として75万円を貸付しました。併せて介護保険を利用して手すり等の取り付けも併用しております。

貸付後の状況でございますが、この昇降機の設置により2階への移動が容易になって妻の身体的負担が軽減いたしました。昇降機と手すりの設置によって、以前より生活しやすい環境が整えられたと思われまます。今後の関わりとしては、要介護の高齢者世帯であることから、この夫婦の健康状態や障害の進行状況にも気配りをしつつ、定期的な民生委員の訪問などを通じて地元社協も含めて見守り活動を行っていく予定でございます。

今度は事例4を見ていただけますでしょうか。これは自己破産による生計困難そして多子世帯をサポートしたケースでございます。世帯構成といたしましては、両親が自己破産し6人の子供を残して行方不明となった。そのため祖父母が養育している8人世帯でございます。生活状況といたしましては、祖父母の年金収入では8人の生活は賄えないため、生活保護を受給しております。

貸付までの経過でございます。精神的、経済的には厳しい状況下ではございましたが、子供たちの向上心、自立心は強くて、高校さらにその上の専修学校などへの進学を希望されました。未成年者への貸付に当たっては親権者の同意というのが必ず必要なのですけれども、ご両親が不在のためこの祖父を後見人とする手続きをとった上で貸付を実施したというケースでございます。貸付内容は、長女、長男、次女の高校修学費用を貸付、さらに長女と長男につきましては卒業後専修学校進学費用も貸付たというケースでございます。

貸付後の状況ですが、長女は福祉系専修学校を卒業して地元の福祉施設に就職しております。高校貸付分は既に完済して、現在は専修学校分を償還しながら家計も助けているという生活状況でございます。長男は専修学校、次女は高校に就学中でございます。下にもまだお子さんがいらっしゃいますので、修学資金の利用が今後も予想される世帯でございます。償還期間を含めてこの世帯との関わりはこれからまた長い期間となる。兄弟が協力して償還し自立につながるよう、民生委員や地元社協による定期的な訪問等の見守り支援を継続してまいりたいと考えてございます。

それから最後もう一点だけお願いいたします。事例8です。これは離職者支援資金で対応したケースでございます。母子関係制度が適用外となった世帯をサポートしたケースとしてご紹介したいと思います。世帯構成といたしましては、借受人30代の女性で、子供2人の3人世帯でございます。生活状況として、借受人は失業中のため知人宅に母子で身を寄せている状況。生活費は借受人の父親からの援助に頼っている状態でございます。

貸付までの経過でございますが、借受人は以前スナックを経営しておりましたが、お子さんが精神的な悩みから体調を崩して、その看病のためにこのスナックをやめたという状況がございました。子供が回復してきたので、求職活動を行っているのだけれどもなかなか就職できない。知人宅に同居していることを理由に児童扶養手当も母子福祉資金も対象外と判断されました。そのため当面の生活費に困ってこの離職者支援資金の申請に至ったケースでございます。

貸付内容といたしましては、月20万の3カ月分、60万円を貸付いたしました。その後の状況ですが、ハローワークで求職活動を行ったり、また知人に就労先の紹介依頼をする

など努力しておりましたが、当初の貸付期間内に就職先が決まらないで貸付期間の延長を申請し、その後2カ月間の延長貸付をいたしました。その後はアルバイトが決まりまして、今は何とか生活をしている状況でございます。

そのほかの事例につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。時間の関係で申しわけございません。

最後に課題ということで何点かお話しさせていただきたいと思います。3ページに戻っていただきたいと思います。

まず1点目が、利用者の自立を支援する制度趣旨の徹底ということでございます。我々が貸付相談を行う際には、利用者の生活全体をとらえて相談に応じることが重要であると考えております。貸付相談はあくまで入り口であって、その背景にある生活困難の解消と自立支援に目を向けて社協内外の社会資源の活用も含めて、生活全体を支援する制度運営を行っていく必要があると考えております。また市町村や地域包括支援センターなどの関係機関とも制度の趣旨を共有して連携を図っていくことが重要であるとと考えております。

今までの相談の中でこういった趣旨で他の機関につなげたり、貸付以外の方法で対応した事例について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

消費者金融から数百万円の借入がある多重債務者から資金の申込があつたケースがございました。けれども、現状の債務を整理しないままさらなる債務を負わせるということは適当でないと判断いたしまして、まず多重債務の整理縮減が優先と考えまして、法律相談を勧めて法テラスの利用につなげたというケースがございました。

もう一つは、雇用保険の受給手続きをとらないまま離職者支援資金の申請がありましたけれども、社協からハローワークに紹介したところ雇用保険受給が可能となったケースがございました。このときに併せて、この雇用保険を終わった後も失業状態であれば離職者支援資金の受給が可能なので、そういった場合には相談に来るように案内したというケースがございました。

次に2番目でございます。貸付ニーズへの対応と適切な債権管理の両立ということでございます。低所得世帯等の資金需要に対して貸付を行うことで、自立支援それから生活意欲の助長、制度の理念や目的の達成につながっていくのですが、一方、貸付が自立につながらずに債務のみが残るといったケースも現実にはございます。例えば生業費で事業の開業資金を貸付したけれども、商売がうまくいかずに売り上げが計画通りに伸びないといったようなケースでございます。

生活福祉資金は経済的に不安定で信用力の低い利用者に対する貸付でありますので、償還困難な状況は当然起きてくるわけでございます。それを踏まえた上で貸付ニーズへの積極的な対応をどのように進めるかということが課題でございます。そういったジレンマを抱えながら日々対応しているというのも現状でございます。

最後でございます。利用者にとってわかりやすい制度であることでございます。この制度は様々なニーズの変化に対応するものとして様々に改善され、また資金の種類も多様化して増えてきたという現状がございましてけれども、その結果資金の内容自体が複雑化し、利用者にとってわかりにくくなっているのが現状と言えます。資金の種類など簡素化できるものは簡素化してもっとシンプルにして、誰もがわかりやすい制度としていくことが必要ではないかということで考えております。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

○大橋座長

ありがとうございました。どうぞ。

○今田委員

ありがとうございました。ちょっと聞いていて1930年代か40年代のイギリスのペバリッジ報告の救貧施策の社会保障みたいなイメージがしたのですが。もちろんきちんとするところはしないといけないと思うけれども。

お聞きしたいのは、回収率はどれぐらいなのかということと、自立支援のためであることを前提にしているというのだけれども、自立と云って、個人とか単なる家庭に貸付けたら、できなければやれないのではないか。どういう自立支援というのをプログラムとして持っておられるのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○中村企画官

償還率の方をちょっと。資料7の17ページ目をお開きください。平成18年度における償還率でございます。これは償還計画額に対する償還済み額の割合。全体で約64%でございます。一番高いのが修学資金で74.6%でございますが、離職者支援資金は38.2%という状況でございます。

○今田委員

普通の銀行がやればつぶれますね。そういうことで公的なサービスということだろうと思うけれども、グラミン銀行というバングラデシュのユヌスさんが考えた銀行ね。あれは個人には貸さなくて共同体に貸すわけでしょう。そうすると、共同体の目でみんな頑張れと支えるから持ち逃げしないとか、トンずらししないようになっているという工夫で回収率99%ぐらいまで行っているわけだから、何かそういう工夫をしないと、これだといつまでたっても救済というネガティブなイメージしかなくて、皆で前向きなポジティブなウエルフェアみたいなので支え合っていくという。こっちが自立支援をやるというのではなくて、共同体みたいなものでやれるような仕組みをうまく考えた方がいい。でないと、これはイメージが悪い。生活福祉資金貸付というのは何かイメージ的にとてもネガティブな感じがするんだけど。

もちろん必要なんですよ。最低限の社会保障というのは国がちゃんとやっているわけでしょう、日本は少ないけれども。そっちはまた別途に考えるべきで、もうちょっとポジティブな感じの貸付というのがあっていい感じがしました。

○大橋座長

どういう自立支援をしているかということについては、亀川さんどうですか。なかなか難しいのでしょうか。

○亀川氏

なかなか難しいことではあるのですが、私の方で課題として入れさせていただいた1番目のような形で、いろんなどころと連携して相談援助体制をきちんと確立させて、

社協の総合相談機能ですとか他の機関との調整能力といったものをフルに活用して、その方の生活総体をみていくという視点で今後頑張っていきたいということでございます。

○大橋座長

ありがとうございました。

○小林委員

最初の厚労省の問題提起は、商品としてのいうところから始まったわけですね。商品というのは非常におもしろい概念だと思いますが、今ずっと伺っていると、例えば企業の活動でも集めるところからどう使うかというところが問題になってきて、それがどういう結果を生んでいるかというアウトカムのところも問題になってきている。さらにはどういうふうにプログラムをつくるかという、そこまで考えないといけない時代になってきたのかなと。

そうしますと例えば共同募金の方も集めることだけでなく、どうやって使うか、評価をどうするか。人をどう育てるかという、つまりファンドレーザーとかソーシャルワーカーとかいろんな言い方をしますけれども、人に対するお金の出し方、要するに事業費補助ではなくて人件費補助という考えがどうして出てこないのかなと思います。

アメリカの場合はたしかかなり人件費に使っていいということになっていて、事業費補助ではないですね。そういうふうに私はいくつか事例をみたことがあるのですけれども。地域で人が出てきて、地域をマネジメントする人を育てるような寄附金のあり方ですね。その辺を何か考えなければいけないのかなというのが、何となく今日の印象ですけれども。

○榊原委員

すみません、一言だけ。共同募金の話と生活福祉資金の話を聞いて感じたのは、福祉のマネジメントの近代化というものが非常に遅れているのかなと。私はもちろんそんなに詳しいわけではありませんが、実は直近でフランスに行って子供の福祉についてやっている人たちのいろんな話を聞いてきて、それでそういう印象なんですね。

例えば共同募金の方では、シンクタンク機能が弱いのではないかという感じがします。この中に今後の課題として強化すると書いていらっしゃるけれども、例えば私は寄附に割と前向きな気持ちを持っているはずなのに、実は今共同募金に入れたいと思わなくなっているのはなぜなのかなと思いつつ話を伺ったんです。それはやはり、何に使われているのか、お役立ちになったのかどうかという実感がとても得られないというところなんです。

おつくりになっているパンフレットを見ても、なぜ改革が必要なのかが1行目のところに「寄附の重要性はますます高まるだろう」と書いてあるんです。「だろう」って。じゃあ寄附のニーズはどこにあるか把握していらっしゃるのかしらという印象になるわけですよ。これだけのオールジャパンで歴史を持っている組織でいらしたら、社会的な福祉、募金のニーズはどこにあって、自分たちはどこをやる必要があります、実際にやったらどれぐらいの効果があつたということぐらいは、当然把握し分析し、それをきちっと公表する。それを例えばPRの広報なりいろんなキャッチフレーズの中にきちっと入れる。そうでないと、地縁、血縁のないところでいろんな人を動かさなければいけないときに、力にならないですね。

例えば物すごい膨大な額の家族手当を集めているフランスの組織。国でない組織が集めているのですけれども、物すごいシンクタンク機能を持っているんです。取材に行ったら、ここは研究所かしらと思うぐらい出てきた国際部長さんがだーっと数字を上げて説明してくれる。これならみんな納得できて、大臣も企業の経営者たちも説得しながらお金を集めてやれるという感じがしました。ぜひそういうふう発展していただきたいし、これだけの信頼があるのだからできるんじゃないかと思います。

それから生活福祉資金の方は、目的は何なのか、自分たちがやっている事業は何なのかというゴールをもっと明確にして施策のパッケージをつくるという取り組み方が、社会福祉の作業全体の中で必要なのではないか。例えば生活福祉資金だったら自立した生活ができなくなっているわけですね。自立した生活者に戻す。きちっとした納税者、保険をちゃんと納める人に戻すというところをきちっとゴールとして設定したら、じゃあ一体どれぐらいの期間どれぐらいの援助をしてあげれば、もう一回例えば収入の糧を得られるような状況に戻り、逆に貢献してくれる人に回ってくれるのかをきちっと設計した上で、だからこの人にいくらやるんだ、その結果何年たったら戻ったというような取り組み方が必要で、例えば1人親家庭の支援などでフランスは実際にやっているんです。

母子家庭になった人たちには自動的に1年間ばーんと1カ月暮らせるだけの日本でいう生活保護ぐらいのお金をあげるのですけれども、1年きっかりで打ち切って、次からばんばん就職支援をするんです。本当に2～3年で自立できるような家庭に戻っている人たちに私はお会いしてきたのですが、その間ちゃんと精神カウンセリングまでやっていて、福祉がセットでやっているんですよ。本当にきちっと家族全体が健全な状態に戻って、きちっとした社会人としての活動ができるようになるまでちゃんとみているんです。

すごく計画的で近代的な福祉というのはこういうものなんだと納得したことがあります。ぜひそういう中の1つとしてこの生活福祉資金も組み込むようなコーディネート力が必要なかなと思いました。

○大橋座長

ありがとうございました。まだいろいろあろうかと思いますが、生活福祉資金のことでいけば、例えばDVの生活援助をどうするのだろうかとか、あるいは在住外国人の方々の医療費の問題とか、結構考えなければいけない部分があるわけですね。そのことが生活福祉資金になじむかどうかは別として、そういうことも考えないと世の中が安定しないという部分がありますし、一方で貸付する以上はどう対応するかということですが、今日の資料8の1ページのところは、ソーシャルワーク的な自立支援のところはないんですね。これはお金のやりとりの図なんです。ただ相談だけ書いてあるんですよ。社会福祉協議会というのはソーシャルワーク的な援助をしないのかというイメージがこれだと出てきてしまうんです。そういう意味で、今榊原委員や今田委員が言われたことはとても大事な問題かなと感じました。

全体をまとめる時間がありませんが、今日はこれでおしまいにしたいと思いますが、局長どうぞごあいさつをお願いいたします。

○中村社会・援護局長

ばたばたしておりまして1時間ほど遅参しまして大変失礼いたしました。これからの地

域福祉のあり方に関するこの研究会ですが、大変時間がない2時間という中で盛りだくさんで、やや委員の皆様には消化不良だというご感想も途中いただいたりして心苦しく思っておりますが、一応前半で考えましたメニューをひとあたりで恐縮でございますが、やっていただきましたので、これで材料は少なくとも出そろったということなので、これから消化作業に入っただいて練り上げていただきたいと思っております。

今年最後の研究会になりますので、今年6回やっていただいたということに感謝いたしますとともに、年明けまたよろしくお願ひしたいということをお願いしてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○大橋座長

ありがとうございました。では事務局、今後の予定をどうぞ。

○事務局

次回の研究会は、1月30日水曜日14時から16時でございます。場所は追ってご案内いたします。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。それではちょっと早いのですが、どうぞよいお年をお迎えいただければと思います。本当にありがとうございました。嶋田さん、島村さん、亀川さん、どうもありがとうございました。これで研究会をおしまいにいたします。ありがとうございます。

(終了)